

地方税法等の一部を改正する法律のポイント

グリーン化税制

1 自動車税関係

いわゆる「自動車税のグリーン化」として、環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置を講ずる。軽減税率と重課税率は、全体として税収中立となるように設定する。

2 自動車取得税関係

低公害車、低燃費車に対する軽減措置の延長等の措置を講ずる。

土地・住宅税制

1 個人住民税における土地等の譲渡益課税の税率軽減の特例を3年延長

一般長期：26%(住民税6%、所得税20%)

優良長期：20%(住民税5%、所得税15%)または26%(住民税6%、所得税20%)

2 個人住民税における特定居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例を3年延長

所有期間が5年を超える居住用財産を買い換えた際に譲渡損失が発生した場合、住宅ローンを有する等を条件として、その譲渡損失を繰越控除できる特例措置の延長

3 被災住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の創設

震災等により滅失・損壊した住宅用地に1月1日現在で住宅が存在しない場合でも震災等の発生後2年度分の固定資産税及び都市計画税について、住宅用地とみなして課税標準の特例を講ずる。

4 新たな高齢者世帯向け賃貸住宅供給促進制度(仮称)に基づき整備される賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の創設(5年間 2/3減額)

5 特定目的会社(SPC)、投資法人及び投資信託に対する不動産取得税の特例措置の拡充

SPC: 価格の1/2控除 2/3控除に拡充、投資法人・投資信託: 価格の2/3控除の創設

その他の主な改正項目

1 株式等譲渡益課税の申告分離課税への一本化の延期(個人住民税)

2 軽油の輸入に係る課税の適正化(軽油引取税)

3 会社分割制度の導入に対応する措置

4 広帯域加入者網を構成する設備に係る固定資産税の特例措置の創設